

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ① 府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、緊急に設置してください。
- ② 特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことと定めた新校整備計画をただちに策定してください。
- ③ 知的障害支援学校の適正規模 150～200 人 (1992 年度学教審答申) を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が 300 人を超える学校については、早急に解消してください。
- ④ 文部科学省教室不足調査(2023 年)において、「授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室」にあげた 370 教室を解消するため、支援学校建設を基本にすえて必要な対応を行ってください。

(回答)

- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。
- 同基本方針に基づき、令和 6 年 4 月に出来島支援学校を開校いたしました。加えて、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転併設整備を進めているところです。
- また、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合等の解消をめざし、大阪市北東部地域と豊能地域における新校整備に加え、昨年度から新たに、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた整備を進めているところであります。その他の地域についても、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑥ 児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。

(回答)

- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑦ 学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育条件整備を行ってください。

(回答)

- 府立学校施設の耐震化については、平成 28 年度ですべての学校の耐震化を完了いたしました。
- 府立学校の老朽化対策については、令和 2 年 3 月に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針」に基づき、令和 3 年 3 月に事業実施計画を策定したところです。令和 3 年度以降、この実施計画に基づき、屋上防水や屋根・外壁、給水設備等の改修に順次着手しているとともに、緊急性の高い改修については、速やかに対応しています。
- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和 2 年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。
- 同基本方針に基づき、令和 6 年 4 月に出来島支援学校を開校いたしました。加えて、生野支援学校の大坂わかば高校敷地内への移転併設整備を進めているところです。
- また、令和 3 年 9 月に制定された「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合等の解消をめざし、大阪市北東部地域と豊能地域における新校整備に加え、昨年度から新たに、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた整備を進めているところであり、その他の地域についても、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 施設財務課 (傍線部について回答)

教育庁 教育振興室 支援教育課 (波線部について回答)

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑧ 泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。

(回答)

- 現在、泉南地域の肢体不自由支援学校として岸和田支援学校を、北河内地域には交野支援学校を設置しています。
- 現在のところ、2つの地域における新たな肢体不自由支援学校の建設計画はありません。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑫ 教室不足が深刻な八尾支援学校について、その具体的な解消方策を早急に講じてください。

(回答)

- 八尾支援学校の教室不足への対応につきましては、特別教室を HR 教室にするため新たに引き戸を設けました。また、プレハブ校舎の断熱工事や放課後等デイサービス車の待機場整備工事を行うなど教育環境の改善に努めています。
- 引き続き、教育環境の改善に向けた所要の検討を進めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑬ 文部科学省に対し、実効性ある「特別支援学校設置基準」となるよう見直しを求め、国庫補助率を引き上げるなど、教育の充実にかかる予算措置を講じるよう国に要望してください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。
- また、特別支援学校の狭隘化解消のため位置付けられた「集中取組期間」の再延長や、設置基準に適合させるための一層の財政的支援について、国に對し要望を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑯ 「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、基準を満たしていない学校については、直ちに基準を満たすための改善措置を講じができるよう、予算を措置してください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑯ 2025年度から2027年度までの国の特別支援学校整備等のための集中取組期間を延長するよう国に要請し、大阪府として「過大・過密」「教室不足」を解消するための学校整備を早急にすすめてください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。
- また、特別支援学校の狭隘化解消のため位置付けられた「集中取組期間」の再延長や、設置基準に適合させるための一層の財政的支援について、国に對し、要望を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑯ 同一敷地内に 2 つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

(回答)

- 高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の 2 日間を休みとしておりますが、これは高等支援学校の入学者選抜を静謐かつ公正な環境で実施するためのものです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑰ 各支援学校に、十分な量の児童・生徒用の更衣室を整備してください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑯ 子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備を行い、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。

（回答）

- トイレの改修につきましては、学校ごとに児童・生徒の状況が異なることから、その必要性などについて個別に校長や関係課と協議のうえ、福祉整備事業なども活用しながら整備を進めてまいりました。
- また、併せて、学校から提出される施設整備計画に基づき、適切に対応してまいります。
- なお、令和4年度及び令和5年度は、国交付金と府費を活用し、トイレの洋式化に取り組み、令和6年度及び令和7年度においても、府費を活用してトイレの洋式化を進めております。

（回答部局室課名）

教育庁 施設財務課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑯ 冷暖房の適切な使用に資するため、全支援学校に対して十分な額の光熱水費予算を配当してください。

(回答)

- 従前より、適切な冷暖房に要する費用については、学校配当予算の中に算入しております。
- また、令和6年5月 20 日付け通知にて、生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は必要額を措置しております。
- なお、今年度に関しても昨年度同様原油価格高騰の影響はありますが、光熱費は必要額を各学校に措置しております。

(回答部局課名)

教育庁 施設財務課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ② 教育活動に支障が生じないよう、教職員の旅費予算は必要十分な額を確保してください。

（回答）

- 児童・生徒の教育活動の裏づけとなる教職員の旅費予算は、各学校のご意見も伺いながら実情に即した配分に努めてきたところです。
- 今後とも、児童・生徒の安全管理を念頭に、教育活動に支障をきたすことがないよう、教職員の旅費予算の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 学校総務サービス課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ②1 府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。また、学校教育審議会答申で示された「支援学校のセンター的機能の発揮」に見合う十分な教職員の配置を府立支援学校におこなってください。

(回答)

- 支援学校のセンター的機能の発揮を図るため、平成18年度から「支援教育地域支援整備事業」を実施し、その機能を担う地域支援リーディングスタッフを指名しています。また、その活動時間の一部を支援するために、非常勤講師の配置や、支援要請があった地域の学校に訪問する際の旅費の配当を行っています。
- 教職員配置については、引き続き、国へ要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ② 大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転について、450人を想定した「超大規模校」ではなく、適正規模の学校にしてください。そして、府内の支援学校が適正規模となるよう各地域に適正規模の支援学校を整備してください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

- 1 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- 23 今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。
- 25 府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会答申で示された「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的な増設をおこなってください。

(回答)

- 知的障がい支援学校の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの確保が重要であるとの認識のもと、令和2年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、よりよい教育環境の確保に取り組んでまいります。
- 「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合等の解消をめざし、着手している3校の支援学校整備に加え、昨年度から新たに、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた整備を進めているところであります、その他の地域においても、引き続き、所要の検討を進めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

2 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

① スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。

（回答）

○ 通学バスの民間委託化について、昭和 53 年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも十分対応できると判断し、平成 8 年度から、直営バス乗務員の退職にあわせて順次委託化を進めることとしており、平成 12 年度から競争入札を実施しております。

○ また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有をより密にするとともに、必要な連絡事項は、各学校の管理職や支援教育課からバス会社を通じて乗務員に伝達し、連携を図りながら、安全・安心な通学バス運行に努めています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

2 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

② 適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が60分を超えるコースのバスにはトイレを設置してください。

(回答)

- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。
- 同基本方針に基づき、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転併設の他3校の整備を進めていくとともに、その他の地域についても、所要の検討を進めてまいります。
- 通学バスの台数については、在籍者数増に伴う乗車人数増加等に対応するため、令和6年度は、8台増車しました。
- 今後とも、通学バスの増車や効率的なコース編成等により、長時間乗車による幼児児童生徒の負担軽減に向け取り組んでまいります。なお、トイレ付の車両の導入は予定しておりません。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

2 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

③ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。

(回答)

- 令和2年9月より、医療的ケア通学支援事業を本格実施し、通学中に医療的ケアが必要なため、通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒等の安全な通学を支援しています。
- 令和2年度は44人でしたが、令和6年度は147人、令和7年度9月末時点では157人程度が本事業を利用しています。
- 引き続き、関係者の意見等を参考としながら、さらに利用しやすい制度となるよう、取り組んでまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

2 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

④ スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

(回答)

- 通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間を考慮したうえで、幹線運行を原則とし、幼児児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直しています。
- なお、通学バスの大きさについては更新時や増車時等に学校の要望を踏まえ、対応しております。今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

2 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

⑤ 小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは2名配置してください。

(回答)

- 毎年、通学バスを運行している全府立支援学校に対して、通学バスに関するヒアリングを実施し、運行経路や乗車する幼児児童生徒の状態、次年度の乗車人数の見込み等、各学校の状況を踏まえながら、通学バスの増車や車両の大きさ、座席数等の仕様変更も含めた検討をしています。
- 通学バス乗務員については、大型バス、中型バスは運転手を含む3人で運行し、小型バスは運転手を含む2人で運行しています。小型バスの乗務員を増員することは、車内スペースや乗車定員の関係から困難です。
- 今後とも、各学校・支援教育課・バス会社が連携をし、安全安心な通学バス運行に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

様式 2
回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

3 より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。

② 民間委託化された各府立支援学校の学校給食を自校直営方式に戻してください。当面、契約更新時に混乱が生じることのないよう、調理従事者資格要件や経験年数の大幅な引下げをおこなった仕様書を元に戻してください。また、安全で充実した給食が実施できるよう人的対応などの具体的な手立てを講じてください。

(回答)

- 府立支援学校における給食調理業務につきましては、障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューの提供が行えるよう調理時に集中的な人員配置を行うことなど柔軟な体制による運営により学校給食の充実を図るため民間委託を実施しております。
- 令和6年3月から調理業務委託を開始する入札において、これまでの受託業務の履行状況など技術面を評価する総合評価一般競争入札を採用することとしました。
- 現時点では資格要件などを令和元年8月業務開始の要件にもどすことは考えていませんが、技術面を評価する総合評価一般競争入札の導入により、より安定的な学校給食の供給を行えるものと考えております。
- 調理業務委託にあたっては、契約業務の開始から給食開始までの間に準備・確認すべき消耗品の準備や、衛生管理上必要となる施設・設備の確認、必要書類の確認、各作業ごとの衛生管理のポイント等をチェックリストにしたものを作成し、給食開始までのスケジュールに合わせてチェックするよう指導しております。
- 今後も、すでに民間委託を行っている支援学校の校長を通じ、ご意見をお聞きしながら、必要な対応を行なってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課
教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

3 より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。

③ 文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設整備を抜本的に整備してください。

（回答）

- 府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。
- 学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

4 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

- ① 医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童生徒が、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
- ② 府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。

(回答)

- 府立支援学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍するすべての学校に、看護師を配置しています。
- なお、令和2年度からは、通学支援に係る校内体制対応看護師を、国の補助事業を活用して看護師配置が必要な学校へ配置しています。
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（令和3年8月23日）により、学校教育法施行規則に、学校において医療的ケアを実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておらず、引き続き、制度改正について、国へ要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

4 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

③ 泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。

(回答)

○ 泊を伴う行事への看護師の付き添いについては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置しており、医師の付き添いに関しては、各学校の声をしっかりと聞いたうえで、個別に対応を検討していきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

4 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

④ 医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上の安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。

(回答)

- 医療的ケア通学支援事業は、これまで保護者アンケートなどを通じて、制度利用にあたってのニーズ等を把握し、本事業に実績のある関係事業者一覧のホームページへの掲載による事業者確保に向けたサポートなどをはじめ、様々な工夫や改善に順次、取り組んできたところです。
- 令和7年7～8月に保護者向けのアンケートを実施しており、引き続き、関係者の意見等を参考としながら、さらに利用しやすい制度となるよう、取り組んでまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

6 府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス（ショートステイの送迎等）の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。

(回答)

- 府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。
- 今後とも、各学校の施設規模や児童生徒数等を考慮しながら、よりよい通学環境となるよう、検討していきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

7 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

- ① 障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。
- ② 聾学校（聴覚支援学校）においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。

（回答）

- 府立学校の教員人事は、府立学校人事取扱要領に基づき、校長具申をもとに、教員の専門性等を考慮して行っております。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

7 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

② 聾学校（聴覚支援学校）においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。

(回答)

- 聴覚に障がいのある幼児児童生徒が学校において手話を習得する機会を確保するため、府立支援学校や市町村の小中学校の聴覚障がい児教育に携わる教員に対し、大阪府手話言語条例に基づく取組みとして、福祉部と連携した教員向けの手話や聴覚障がい児支援に係る研修を実施しています。
- 同条例の趣旨を踏まえ、今後も福祉部と連携しながら必要な検討を行っていきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

7 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

③ 聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ（クラブ）活動に、デフリンピアンやデファスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。

(回答)

○ 聴覚支援学校のみならず支援学校における部活動を含むスポーツ活動に關し、府立障害者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や大阪府障がい者スポーツ協会と連携するほか、大阪府学校人材バンクを活用すること等により、学校からの要請等に応じ、デフリンピアンやパラリンピアンなどのアスリートや、指導員を学校に招聘する等の取組みを進めています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

8 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。

(回答)

○ 大阪府においては、聴覚障がい児等の支援拠点として、「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を設置し、同センターを中心として、府立聴覚支援学校4校をはじめ、府内の福祉・保健・医療・教育の関係機関「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」を設置・運営しており、これによる早期支援の充実を図っています。今後、更なる連携・強化を図っていきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

9 聴覚支援学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、手話言語にアクセスできる環境を整えるように対策を講じてください。

（回答）

- 府立高等学校においては、当該生徒の状況や思いに寄り添い、必要に応じて聴覚支援学校を含む支援学校のセンター的機能等を活用するなど、支援のさらなる充実を図ってまいります。
- 府立支援学校では、手話言語の必要な幼児児童生徒も含め、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、きめ細かな指導、支援を行っております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 支援教育課（波線部について回答）

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

① 支援学校高等部卒業後的一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題を明らかにしてください。

(回答)

- 支援学校高等部卒業時の就職者数と就職率は、以下のとおりです。
令和6年度 350人 (26.1%)
- また、「大阪府立知的障がい高等支援学校職業科（本校）」5校の卒業時の就職者数と就職率は、以下のとおりです。
令和6年度 190人 (84.1%)
- 卒業後の進路決定、また決定後の支援については、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、引き続きその充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。

（回答）

- 平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を実施し、エキスパート支援員として、すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置しています。さらに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や特定支援員、活動補助員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。
- また、すべての府立高校で「高校生活支援カード」を活用し、生徒や保護者が不安や困難を感じていることや障がい等により必要となる配慮や支援の把握に努めているところです。
- 今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活を送れるよう、生徒一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、必要な配慮を行う中で適切な支援を行うことができるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

教育庁 教育振興室 高等学校課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

（回答）

○ 府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的（障がい者用）トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

（回答部局室課名）

教育庁 施設財務課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。

（回答）

○ 府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」により、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、特定支援員や活動補助員等を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。

○ また、支援学校のセンター的機能の活用と併せて、平成 24 年度から「高等学校支援教育力充実事業」を実施しています。自立支援コース設置校等から4校を支援教育サポート校に指定し、府立高校の相談に応じてこれまでに培った教科指導等のノウハウを共有するとともに、教育、医療、心理等の専門家を派遣し、生徒の障がいによる困難に関する判断や、望ましい教育的対応等について指導助言を行うなど、相談体制の充実を図っているところです。

○ 府立高校における通級による指導については、現在、府立高校 11 校で取り組みを進めるとともに、必要に応じて学識経験者等による指導助言の機会を設けて通級指導担当教員の専門性の充実に努めているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

教育庁 教育振興室 高等学校課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

工) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。

（回答）

- 府立高校の通級指導教室については、現在、府立高校 11 校（柴島高校、大手前高校（全日制の課程）、松原高校、岬高校、箕面東高校、野崎高校、布施高校（全日制の課程）、教育センター附属高校、富田林高校、和泉総合高校（全日制の課程）、中央高校）に設置しています。
- 指導対象は、設置校に在籍する発達障がいやその特性のある生徒で、学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした、自立活動に相当する指導を実施し、生徒の困難の改善に向けて取組みを進めています。
- 設置校では、生徒の障がい等の状況に応じて、生徒及び保護者の合意のもと、指導時間を決定しており、授業時間内や放課後などに実施しています。なお、省令等の改正に伴い、いずれの時間帯の指導であっても、年間 35 単位時間の指導を受け、個別の指導計画に定めた目標が十分に達成できたと判断できる場合には、単位が認定されます。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

才) 高校への「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。

（回答）

- 知的障がいのある生徒が高校とともに学ぶ取組みである知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室につきましては「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、知的障がい生徒自立支援コース設置校 11 校、共生推進教室設置校 10 校で取組みをすすめています。
- 人的配置を含め条件整備につきましては、コーディネーター、非常勤講師、学習サポーターを配置するなど、各校とも協議しながら必要な支援の充実に努めています。さらに、設置校の担当者を対象とした学習会を開催するなど、教職員の支援教育に係る専門性の向上を図るとともに、これらの自立支援推進校・共生推進校の取組みの成果は「高等学校における支援教育推進フォーラム」等において府立学校等に発信しています。
- また、全ての府立高校において実施している「高校生活支援カード」等を活用し、生徒や保護者が不安や困難を感じていることや、障がい等により必要となる配慮や支援の把握に努めるとともに、配慮を必要とする生徒が在籍する学校に介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援を図っているところです。
- 今後とも、各校の状況把握に努めるとともに、生徒や保護者のニーズを受け止め、これらの取組みが一層充実するよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

③ 早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。

(回答)

- 令和5年4月に策定しました「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」におきましても、教員の専門性向上、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育をすすめる等、一層の支援体制充実に向けて再度確認をしたところです。
- 支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣や「働く」ことについての意識醸成、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、早期から社会的自立に向けた取組みに努めているところです。
- 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

④ 高等支援学校の進路選択にあたっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重した進路支援を行ってください。一般就労に固執した進路指導や「100%一般就労をめざす」教育目標を改め、本人・家族の理解と納得にもとづく支援を行ってください。

(回答)

○ 生徒一人ひとりのニーズをふまえ、進路先とのマッチングを十分に行い、進路指導に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

⑤ 支援学校高等部と高等学校を安易に併置するのではなく、支援学校を建設してください。

(回答)

- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。
- 同基本方針に基づき、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転併設の他3校の整備を進めていくとともに、その他の地域についても、所要の検討を進めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

10 後期中等教育を拡充してください。

⑥ 高等支援学校の選抜試験も、他の府立高校と同様に追試験を受けることができるようにしてください。

(回答)

○ 令和8年度の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜におきましては、追検査を実施いたします。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

11 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

② 早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、人材育成ではなく人格形成をめざし、卒後の生活の充実と学び続け、働き続ける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。

(回答)

- 令和5年4月に策定しました「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」におきましても、教員の専門性向上、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育をすすめる等、一層の支援体制充実に向けて再度確認をしたところです。
- 支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣を身につけられるよう指導・支援を行っております。
- 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

11 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

④ 支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。

(回答)

- 卒業後の進路決定、また決定後の支援については、従前より障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、その充実を図っているところです。
- また、支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣や「働く」ことについての意識醸成、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、早期から社会的自立に向けた取組みに努めております。
- 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

11 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

⑤ 府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

(回答)

○ 福祉型専攻科等の学びの場の実態については、引き続き、教育庁・福祉部の連携のもと、実態の把握に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

12 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

① 大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科”事業合同説明会」(大阪府・大阪府教育委員会後援)の情報(チラシ)がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。

(回答)

- 大阪府における学校卒業後の学びの場の公表について、進路指導関係機関連絡会や支援学校校長会において、周知しているところです。
- 福祉サービスの活用を検討される保護者や生徒等に知っていただくため、支援学校のみならず、府立学校の教職員へ周知を行っております。
- また、毎年度初めに、支援学校知的校に高等部3年生の在籍数程度、学びの場の公表についてのチラシを配付しております。
- 引き続き、卒業後の学びの場の情報提供、ならびに学校に対しても、在籍中における卒業後を見据えた進路指導の一助となるよう、進路指導関係機関連絡会や府立支援学校校長会でのチラシ配付等、情報共有を継続するとともに、私立高校への周知も実施してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課 (下線部について回答)

教育庁 教育振興室 支援教育課 (下線部について回答)

教育庁 私学課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

12 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成30年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」（平成31年3月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課）の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

- ① 大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科”事業合同説明会」（大阪府・大阪府教育委員会後援）の情報（チラシ）がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。
- ② 同様に府内中学校支援学級卒業生の約8割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

（回答）

- 大阪府においては、障がいのある方々の学校卒業後等の「学びの場」に関して、本府ホームページで公表していることについて、チラシを作成し、府立学校の教職員や生徒及び保護者に周知しているところです。
- 府立高校においては、障がいのある生徒の進路指導について、個々の生徒に応じて、入学当初から卒業後までを見通した、きめ細かな進路指導を行っています。
- 本府ホームページが活用され、府立高校に在籍する障がいのある生徒の進路選択の一助となるよう、関係部局・機関と連携を進めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

12 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成30年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成31年3月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

② 同様に府内中学校支援学級卒業生の約8割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

(回答)

○ 支援学校においては、生徒の卒業後の進路情報について大阪府内の各ブロックで開催しています進路指導関係連絡会等で、各校が関係機関と連携するなど、情報収集しています。これら収集した情報は、保護者との懇談の機会や進路説明会等において、生徒・保護者の卒業後のニーズを聞き取りながら、適切に情報提供しています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

13 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

① 「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。

(回答)

- 本通知は、文部科学省が支援学級で学ぶ時間の目安を示したものであり、個々の障がいの状況や心身の発達により、支援学級在籍児童生徒の特別の教育課程は様々であること等から、支援学級で学ぶ時間は一律に定められるものではありません。
- 府教育庁としましては、支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか、個々の障がいの状況に応じた「自立活動の指導」となっているかが重要であると認識しており、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

13 2022年4月27日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」以降の特別支援学級の削減を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の増設を行ってください。

② 法令や通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護の願いに応じた就学・入級の判断を行ってください。

(回答)

- 市町村教育委員会が行う就学相談・支援については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から行われるよう、市町村教育委員会を指導しています。
- 府教育庁としましては、所管する全ての市町村の小・中学校に設置されている校内委員会においても、児童生徒一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた教育の充実が図られるよう、各市町村教育委員会に対して引き続き指導・助言してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

13 2022年4月27日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降の特別支援学級の削減を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の増設を行ってください。

④ 今回の通知を受け、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。

(回答)

- 府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。
- 市町村教育委員会に対しては、子ども一人ひとりの障がいの状況等を丁寧に把握するとともに、本人及び保護者の意向も確認しながら、子どもにとっての適切な学びの場を提供するよう伝えています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

13 2022年4月27日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降の特別支援学級の削減を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の増設を行ってください。

⑤ 支援学級・通常学級などの学びの場が変更された際に、教職員配置の大幅な減少が起こらないようにしてください。

（回答）

- 支援学級の設置については、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、行われています。
- 府教育庁としましては、児童生徒の障がいの重複化、多様化を踏まえ、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めるとともに、国に対して同じ障がい種別8人までを1学級とする支援学級の編制基準の見直しについて、引き続き要望してまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

14 「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助を行ってください。

(回答)

- 障がいのある児童生徒の就学相談・支援については、平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正により、市町村教育委員会は障がいの状態、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに見直されました。加えて市町村教育委員会には保護者及び本人の教育的ニーズや意見、教育学、医学、心理学等専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられていることから、市町村教育委員会が行う発達相談・教育相談は、市町村が主体性を持って行うものと考えています。
- 市町村教育委員会が行う就学相談・支援については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から行われるよう、市町村教育委員会を指導しています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

15 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

- ① 特別支援学級定数改善や、学級編制基準が同じ複式学級同様2学年での学級設置など、支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望してください。府独自でも改善し、1学級の定数を引き下げてください。

(回答)

○ 府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の適切な設置に努めてきたところです。今年度は、障がい種別による学級設置をより一層すすめ、政令市を除き、小学校（義務教育学校前期課程を含む）で3,336学級、中学校（義務教育学校後期課程）で1,261学級、合計4,597学級の設置を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 15 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
- ③ 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

（回答）

- 教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところです。
- 今後とも、国への働きかけやその動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置に努めてまいります。
- 市町村の独自措置として行われている介助員制度等に見合った教員増は制度上困難ですが、引き続き障がい種別による学級設置を促進してまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課
教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

15 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

④ 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

(回答)

○ 支援学級の設置につきましては、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

- 15 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
- ⑤ 年度途中の児童・生徒の増加にあたっては、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

(回答)

- 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。
- 府教育庁としましては、国に対して、同じ障がい種別8人までを1学級とする支援学級の編制基準の見直しを要望しているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

16 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

③ 通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置が、義務標準法第七条五項に示される数を念頭に、各校で行われるようにしてください。

(回答)

○ 通級による指導を必要とする児童生徒が適切に指導を受けることができるよう、市町村教育委員会と連携し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じた担当教員数の配当に努めてきたところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

16 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

④ 通級指導教室の設置にあたっては、教室の確保や必要な教材・教具の手配等の環境整備を行うよう、市町村に指導してください。

(回答)

○ 市町村教育委員会に対して、通級による指導を必要とする児童生徒が適切に指導を受けることができるよう、学習環境の整備等について伝えています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

16 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

⑤ 通級による指導担当教員の配置定数の改善を行うよう文科省に要望し、府独自でも改善を図ってください。

（回答）

○ 通級による指導を必要とする児童生徒が適切に指導を受けることができるよう、市町村教育委員会と連携し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じた担当教員数の配当に努めるとともに、国に対して、配置基準の引下げを要望しているところです。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 教職員室 教職員人事課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

② 全ての教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。

（回答）

- 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。
- また、毎年度障がい理解教育研修会を実施し、研究成果の普及に努めています。
- 府教育庁では、通常の学級に在籍する発達障がい等の可能性のある児童生徒に対する障がいの特性に応じた特別の指導、支援の充実を図るため、通級による指導の充実に努めています。今年度は、政令市を除き、昨年度に比べ、担当教員を193名増員し、小・中・義務教育学校合わせて1,097名配置しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 支援教育課（波線部について回答）

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

③ 教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。

ア) 希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

イ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。

ウ) 支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。

エ) 病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくしてください。

（回答）

- 教員の採用については、校種等を単位として、選考を実施しているところです。
- 小中学校における教職員の人事異動につきましては、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう、人事基本方針及び人事取扱要領を定め、市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところです。
- また、各学校における担任等の校内人事につきましては、学校長が当該校の実情等を考慮したうえで決定しているところです。
- なお、府では、講師として学校での勤務を希望する者を、予め登録していただいており、病気休暇等により欠員が生じた場合には、その登録者の中から任用することで、速やかに欠員補充ができるよう努めているところです。
- また、支援学級担任の適切な配置につきましては、子どもの指導・支援が系統的・継続的に進むよう市町村教育委員会に働きかけているところです。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

教育庁 教育振興室 支援教育課（イ）及びウ）について回答）

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

④ 就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

(回答)

- 平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、小・中学校から支援学校への転学又は支援学校から小・中学校への転学事由については、これまでの「障がいの状態の変化」によるものその他、「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情」が追加されました。
- 府教育庁では、平成26年3月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」を活用し、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができる事を示すとともに、柔軟な対応について、関係者の共通理解が重要であると市町村教育委員会に指導しています。
- 今後とも、市町村教育委員会と連携し、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるよう、努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
⑤ 支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

（回答）

- 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。
なお、交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じるよう、国に要望しているところです。
- 教員の配置にあたっては、府が定めている配分方針により配置しているところです。今後とも、各学校の状況等を踏まえ適切な対応に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課
教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<教育>

17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

⑥ 政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。

(回答)

- 府教育庁では、全国に先駆けて看護師を配置する市町村への補助事業を進めてきましたが、平成29年度から、国が看護師配置に係る市町村への直接補助制度を創設し、現在は看護師を配置するすべての市町村に国庫補助がなされています。
- 国庫補助に上乗せした府補助事業の継続は困難なことから、府教育庁としましては、平成30年度より、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。学校看護師の定着支援や医療的ケアを安全に行うため等の施設改修や備品購入の補助に加え、外部人材活用や医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助しています。
- 看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、校外学習や緊急時の対応等を含め安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進や体制整備に努めるべく、各市町村教育委員会に対して、働きかけてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

② 施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

（回答）

○ 学校施設の環境整備については、国における負担金や交付金制度を活用することにより、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上が図られているところです。

○ 引き続き、小・中学校におけるエレベーターの設置に関しては、施設整備の推進に必要な情報を市町村と共有するとともに、学校施設整備に係る国の財源確保をはじめ、補助要件の緩和、補助率・補助単価の引き上げ等について、全国施設主管課長協議会や全国公立学校施設整備期成会等、あらゆる機会を通じて、国への働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

⑤ チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

（回答）

○ 学力や学習状況に関する調査については、その結果から、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握・分析し、その成果と課題に即した取組みを進めることで、確かな学力の育成に努めるよう指導しています。

○ また、実施要領では、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童・生徒のうち、「下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒」や「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」は、テストの対象としないことを原則としていますが、障がいの状況に応じた配慮について、個別のニーズを聞きながら可能な限り対応をお願いするとともに、テストを受けるかどうかについても、児童・生徒・保護者の考えを尊重するように、市町村教育委員会に周知しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜教育＞

20 小中学校において、新規感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

① 緊急時に教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、緊急時の人的配置・物的措置が適切に行われるよう、日頃から準備してください。

(回答)

○ 令和2年度、国において創設された「学校保健特別対策事業費補助金」について、隨時、市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行うとともに、これまで提出された申請・報告等については国に提出し、交付決定等を受けてきました。

○ 今後も、適宜、必要な情報について市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行ってまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

20 小中学校において、新規感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

② 障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

（回答）

- 学校における感染症対策の参考となる「学校において予防すべき感染症の解説」が令和5年度に改定されたことを周知するとともに、様々な感染症にかかる留意事項を毎年、市町村教育委員会学校保健担当者に対してオンラインで説明しております。
- 今後も、適宜、必要な情報について市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

20. 小中学校において、新型感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。
②障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

（回答）

- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。現在、府保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっておらず、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- 新興感染症の発生及びまん延時においては、特に配慮が必要な患者への対応も含めて、切れ目のない医療提供体制の整備が重要です。
- 感染症法や大阪府感染症予防計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時からの備えとして医療機関等と協定を締結し、検査体制や病床・発熱外来等の医療提供体制の確保に努めています。有事の際は、協定に基づく医療提供体制の構築等について、迅速かつ機動的に対応してまいります。
- また、学校等の施設は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことを踏まえ、平時から、基本的な感染対策、感染症の発生状況や発生時にとるべき行動等について、丁寧な情報提供・共有を図り、感染症の発生及びまん延防止に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課（下線部について回答）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課（二重下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<教育>

20. 小中学校において、新型感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

② 障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

（下線部について回答）

- 社会福祉施設が提供する各種サービスは、利用者の方々の生活に欠かせないものであり、サービスが継続的に提供されることが重要です。
- 障がい福祉サービス等事業所においては感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することとなっています。
- 業務継続計画（BCP）は、令和6年3月31日までに策定する必要があつたため、国が作成したガイドラインや解説動画について情報提供を行うとともに、府独自に、研修やWeb相談会を実施いたしました。
- 併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所のBCP策定に対して支援してきたところです。
- 障がい福祉サービス事業所等に対して、感染防止の対策や必要なサービスの継続提供ができるよう、感染防止対策など支出増に直面する事業所への経営安定化のための財政支援を実施するよう国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜放課後保障＞

21 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようしてください。

- ① 子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけを行ってください。
- ② 不登校の状態にある障がい児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細かな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。

(回答)

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。
- 各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。
- 府立高校においては、不登校生徒について、多岐にわたる不登校の原因・背景や、一人ひとりの状況を適切にアセスメントし、個々に応じたグラデーションのある学びを提供するよう努めています。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携・協働した「チーム学校」による支援体制を充実させてまいります。
- また、府教育庁では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に雇用できるよう、政令市・中核市を除く各市町村に補助を行っています。各校においては、スクールソーシャルワーカー等の専門家と協働しながら支援方針を検討し、子ども一人ひとりに合った支援につなげることができるよう進めているところです。
- 府立支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じ、登校にどのような不安や悩みを抱えているのか丁寧にアセスメントを行い、個別に対応しております。

引き続き保護者及び関係機関と連携を図り、適切に対応してまいります。

- 府立学校では、普段から保護者への連絡は、メール配信サービス等を活用し連絡を行っています。また、ある支援学校では、必要に応じて全事業所にもメール配信を行うなど、スムーズな連携の強化に努めています。
- 今後も、教育と福祉の一層の連携促進に取り組んでまいります。

（回答部局室課名）

21①

教育庁	教育振興室	高等学校課
教育庁	教育振興室	高校改革課
教育庁	教育振興室	支援教育課
教育庁	市町村教育室	小中学校課
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課

21②

教育庁	教育振興室	高等学校課
教育庁	教育振興室	支援教育課
教育庁	市町村教育室	小中学校課
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聞く機会を設け、実態を踏まえて下記のことを国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

① 加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬で、職員の雇用を守り、事業所の運営ができるように基本報酬の増額を国に働き掛けてください。

（回答）

○ 放課後等デイサービスをはじめとする障がい児通所支援事業において、安定した事業所運営を行うことは、支援の質を担保するためにも重要であると認識していますが、本府としては、児童への支援の質を担保するという観点から、その支援の内容に応じて評価する加算措置は重要であると考えております。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」においては、障がい福祉現場の人材確保の必要性等を踏まえた処遇改善の水準の検討も含めた、各サービスの報酬・基準についての見直しがなされたところです。

○ 国において、今回の改定が職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされていることから、今後、こうした議論の動向も踏まえたうえで、支援の状況に応じた適切な報酬となるよう、必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

② 子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の拡充を図るよう国に働き掛けてください。

（回答）

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、基本報酬について、支援時間による区分が設けられたことに伴い、欠席時対応加算（Ⅱ）が廃止される等の見直しがなされたところです。
- 今回の改定による影響を踏まえたうえで、支援の状況に応じた適切な報酬となるよう、必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

③ 「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定についても市町村ではらつきがあります。市町村に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定するよう働きかけてください。

（回答）

○ 障がい児通所支援の支給決定については、法令等で、市町村が実施主体となり、支給申請があった児童に係る心身の状態、当該児童の介護を行う者の状況などの勘案事項等を踏まえて、支給決定を行うこととされているところです。

○ 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の判定については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、重度障がい児への支援や行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、評価についての見直しがなされたところです。

○ 加算の判定に係る調査については、国から具体的な調査方法等についての事務連絡が発出されており、自治体等により各項目の選択の際にできる限りばらつきが生じないよう、調査の際の留意事項、解釈や具体例などが示されています。

府といたしましても、それに基づいて加算の適否が判断されるよう、市町村に助言をしているところです。

○ これらの支給決定が公平かつ適正に行われるよう、今後とも引き続き市町村に対して助言してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

④ 「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すよう又要望してください。

（回答）

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、「個別サポート加算Ⅱ」については、市町村が設置することも家庭センター等との連携を推進する観点からの見直しがなされたところですが、本加算の対象となる支援の必要性について、保護者に説明することが適當ではない場合もあるため、加算の算定について慎重に検討することとされているところです。
- 本加算に關し、保護者の同意を求める趣旨としては、報酬は放課後等デイサービス等の利用契約を締結した保護者に対して請求するものであり、加算も同様であることから、本加算の趣旨や事業所が行う手厚い支援について、保護者が事前に承諾することを加算の要件として求められているものです。
- 大阪府では、本加算の目的や趣旨にも鑑みて、要支援児童等の福祉が推進されるよう、今後とも必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記のことを国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

⑤ 「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」について、事業所においてはその操作に手間がかかり、子どもから目が離れてしまい、危険があるという現状があります。設置状況や設置による効果の有無など大阪府として把握されている現状を教えてください。また、国に現状を調査し結果を公開するよう働きかけてください。

（回答）

- 府所管施設における「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」の設置状況については、運営指導において確認するとともに、集団指導においてアンケート調査を実施しているところです。
- また、設置による事故防止効果については、運営指導時に事業所での事故報告等の確認により行っているところです。
- なお、送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置の必要性については、設置義務化以降、送迎用自動車への置き去りの事故報告等がないことから、一定の成果があったものと考えております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いている、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。
- ② 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いている、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く職員に対して、夏季冬季の手当支給など府独自の施策を実施してください。

（回答）

- 介護・福祉人材の確保については、喫緊の課題であると認識しており、令和5年3月に見直した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を踏まえ、「参入促進」「労働環境・待遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによる取組みを実施しています。
- 具体的には、大阪福祉人材支援センター運営事業による無料職業紹介を通じた求職相談・マッチングによる人材確保や、職員のキャリア形成の支援を目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修などの資質向上に向けた取組みを実施しているところです。
- 「第5次大阪府障がい者計画」の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府障がい者施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところであり、「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」についても、明確に位置づけ、取組みを推進していくことを検討しています。
- また、今年度、府として初めて、障がい福祉分野に特化した人材確保事業として、「障がい福祉のしごと就職相談会＆面接会」と障がい福祉分野の仕事の内容や魅力などを発信するセミナーの実施のほか、障がい福祉分野の仕事内容の魅力を広く伝えるための動画作成事業に取り組んでいます。
- 府の障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、引き続き、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いているおり、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

⑤ 障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、（医師の求めにより）福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

（回答）

- 入院時における居宅介護サービスについては、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に、家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められていません。
- 大阪府においては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善について国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

24. 職員待遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。。

① 处遇改善加算を基本報酬に入れ、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など、福祉における営利を制限する仕組みを作ってください。

（回答）

○ 处遇改善加算を取得するにあたっては、職位や職責、職務内容に応じた任用等の要件に加え、加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てることなどの要件を満たすことが必要とされています。

○ 大阪府においては、他業種との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の待遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を、国に要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

24. 職員待遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。
② 報酬改定については福祉の向上に資する改善であったかを検証し3年を待たずに改善が必要な事項は直ちに実施するよう国に求めてください。

（回答）

- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、必要な場合は、制度の改善等を国に要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

25. 障害福祉事業者に対して、引き続き万全の感染症対策を整えるとともに、感染症の蔓延時の障がい児者への対応を充実させてください。

① 5類移行後も、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにしてください。また医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。

（回答）

○ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和6年度以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施し、対象者を季節性インフルエンザワクチンと同様に高齢者等とされています。

○ 現時点では、予防接種法上のB類疾病であることから、府独自の財政支援は想定しておりませんが、被接種者の経済状況に関係なく希望すれば接種が受けられるよう、接種費用に対する助成金を市町村に支給するよう国に対し要望しています。

○ 新型コロナウイルス感染症の発熱等の患者に対する検査については、抗原検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、国の方針に基づき、5類化後の自己負担分の公費支援を終了しております。

○ また、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費に係る公費負担制度は、国の方針による通常医療への移行に伴い、令和6年3月末で終了しました。

4月以降は、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた患者負担となっていますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

25. 障害福祉事業者に対して、引き続き万全の感染症対策を整えるとともに、感染症の蔓延時の障がい児者への対応を充実させてください。
②コロナ禍での保健、医療のひっ迫状態を引き起こした事を教訓にして、感染症等対策の保健衛生の柱となる保健所を各市町村に設置する等、保健所体制の拡充を図るとともに、医療体制の充実を図ってください。

（回答）

- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。現在、府保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっておらず、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- 保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っており、新興感染症への対応としては、新型コロナ対応時に増員した職員を一部維持するなどし、体制維持に努めているところです。
- また、府の感染症予防計画では、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症のまん延時には、入院調整など保健所業務の一元化を行うとともに、府本庁から府保健所へ応援職員等を速やかに派遣し、保健所の体制を強化することとしています。
- 引き続き、保健所が必要とされる役割を果たしていくことができるよう、取組をすすめてまいります。
- 新興感染症等発生及びまん延時の医療提供体制については、感染症法や大阪府感染症予防計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時から医療機関等と協定を締結し、検査体制や病床・発熱外来等の体制の確保に努めています。有事の際は、協定に基づく医療提供体制の構築等について、迅速かつ機動的に対応してまいります。

- また、平時から保健所等と連携し、研修や感染症患者の移送等実践的な訓練を通じて感染症に関する人材の養成及び資質の向上に努めています。加えて、今年度は新たに、医療機関向けの新興感染症対応力強化に係る研修動画を作成し、府のホームページで公開するなど、体制の強化を図っています。
- 引き続き、有事の際に速やかに医療提供体制を構築し、迅速かつ的確な感染症対応が実施できるよう、計画等に基づく取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

25. 障害福祉事業者に対して、引き続き万全の感染症対策を整えるとともに、感染症の蔓延時の障がい児者への対応を充実させてください。
③ 障害当事者がコロナ罹患時等の非常時（災害時も含めて）にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な支援体制を大阪府・市町村の共同で構築してください。

（回答）

- 障がい福祉サービス等事業所においては、感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することとなっています。
- 業務継続計画（BCP）は、令和6年3月31日までに策定する必要があつたため、国が作成したガイドラインや解説動画について情報提供を行うとともに、府独自に、研修やWeb相談会を実施いたしました。
- 併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所の業務継続計画（BCP）策定に対して支援しているところです。
- 障がい福祉サービス等事業所が、感染防止対策や必要なサービスを継続的に提供ができるよう、事業所の経営安定化のための財政支援を国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

26. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減策（新高額）の対象者を特定できていない府内市町村が存在するなど、必要な人に制度が行き届いていない現状があります。府として状況を把握し、府内市町村に対して必要な助言・情報の提供等行ってください。

（回答）

- 平成30年4月1日から高齢障がい者の利用者負担軽減制度が始まり、支給決定等の事務手続きについては、国が示した「高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について」を市町村に通知しております。
- また、令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「介護保険制度を利用することによる利用者負担への配慮として、新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者等に対し、制度概要の丁寧な説明を行うとともに、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。」とされています。
- 大阪府においては、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要であるため、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明を行うよう、これまで市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

27. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等）を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。

（回答）

- 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査については、障害者総合支援法及び大阪版地方分権推進制度に基づき、現時点で25市町村に事務を移譲しており、国の基準並びに大阪府、指定・中核市が定める条例等に基づき実施しています。
- 指導監査の実施方法や報酬・加算の考え方等について市町村からの問合せや相談があった場合には、その都度、府における取扱い等を情報提供しております。
- また、毎年、市町村調整会議を開催し、権限移譲市町村と指導監査方策等の情報共有を図っており、引き続き、効率的・効果的な指導について情報共有を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

29. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。
②障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生(利用者)には通学定期や各種学割がありません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、JR西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。大阪府として市町村に対して交通費等を一部支給する更生訓練費給付事業を実施する市町村が拡大するように働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助金を創設してください。また、大阪府として通学（通所）保障のための施策について卒後の学びの場・専攻科を実現する会と懇談する機会を設けてください。

（回答）

- 障がいのある者の学校卒業後等の学びの場については、障害者総合支援法に基づき行われる、自立訓練や就労継続支援B型等の障がい福祉サービスを活用し実施しているものです。
- 更生訓練費については、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の市町村任意事業に位置付けられているため、事業の実施は市町村の判断となっています。
- 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。
- これまで、大阪府においては他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

29. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。
③ 学びの場に通う障害のある青年たちに行き届いた丁寧な支援ができるよう
に職員配置基準と報酬単価を見直し事業の継続が図れるように、国に働きか
けてください。

（回答）

- 自立訓練は、障害者総合支援法に定められた、障がい福祉サービスです。
- 大阪府においては、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額に
について、必要な改善を図るよう国に要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の
度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬
上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

30. 泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターほくほくの「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」は、重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者が利用しています。送迎範囲は広域にせざるを得ず、車で片道1時間かかる利用者の方もあり、その送迎費用は全て事業所負担となっています。国に対して「送迎加算」の拡充を要望していただいていることですが、専門施設の利用の必要性と送迎加算の拡充を今後も強く国に要望してください。

（回答）

- 現行の送迎加算の拡充について、盲ろう者や聴覚障がい者は、近隣事業所では意思疎通支援のできる者がいないことなどから、遠方の事業所を選択せざるを得ず、利用者の負担軽減の観点から送迎加算の拡充等について検討するよう要望をしておりますので、今後も引き続き国へ要望してまいります。
- また、他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう、国に要望しており、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。
- また、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き所要の改善を行うよう、国へ要してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

32. 短期入所事業を整備・拡充してください。

① 医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成 26 年度より「医療型短期入所整備促進事業」を開始し、令和 2 年度からは「医療型短期入所支援強化事業」と名称を変更して実施しています。これは、病院が空床などをを利用して、レスパイトを目的とした利用が可能な福祉サービスである短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、経費の一部を病院へ助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施機関の拡大に努めてまいります。
- 医療的ケアが必要な人への短期入所サービスについては、医療機関において実施する医療型短期入所の受入体制の強化とともに、福祉型短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 人以上配置する場合に算定される「福祉型強化短期入所サービス費」が導入されています。
- 令和 6 年 4 月の報酬改定においては、福祉型短期入所サービスにおける医療的ケアを行う体制を評価する「医療的ケア対応支援加算」が創設され、看護職員を必要とされる数以上に配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所を行った場合に、加算が算定されることとなりました。
- 医療的ケアが必要な人への短期入所の受け入れが促進される報酬体系となるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

②2024 年報酬改定において、行動関連項目 18 点以上の強度行動障害者の重度障害者支援加算の必須条件である中核的人材職員研修を大阪府でも早急に開催してください。

（回答）

○ 強度行動障がいのある人への支援において今後、中核的人材養成研修を修了された方が重要な役割を担っていただくことになると府としても認識しています。

国の示す要綱等を踏まえて検討を進め、府として必要な取組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

④ グループホームの夜間に、複数職員が配置できるよう国に働きかけてください。また夜間 1 対 1 の支援が必要な人への夜間支援加算をもうけるよう国に働きかけてください。

（回答）

○ グループホームを始めとする障がい福祉サービスは、全国一律の制度であり、国において検討すべき課題であることから、これまで国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後も必要に応じて、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑤ 「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間支援の報酬が少ないとことなどその改善を国に働きかけてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」だけでなく、「介護サービス包括型」においても、高齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働きかけてください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、グループホームにおける重度障がい者の受入体制の強化が図られたところです。
- グループホームが、障がい者の高齢化・重度化に対応できるよう、大阪府として、日中支援加算の拡充や重度障がい者支援加算の要件緩和等について引き続き、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑦ グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客觀性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。

（回答）

- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについては、今回の報酬改定で、令和9年3月31日まで延長されたところです。
- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑫ 国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化や現行制度の拡充を検討するよう国に働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府においては、障がい者が地域で自立した生活を営むため、暮らしの場であるグループホームの役割が重要と認識しており、今後も、グループホームの拡充のために必要な施策について、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑬ 今年度から義務化された「地域連携推進会議」について、地域の団体や関係者の参加実現の為に、「自治会」「民生委員・児童委員協議会」「福祉委員会」等への協力要請を各市町村に行うよう働きかけてください。

（回答）

○ 地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、「利用者と地域との関係づくり」、「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」、「施設等やサービスの透明性・質の確保」及び「利用者の権利擁護」を目的として、令和7年度から設置が義務付けられました。

○ それに伴い、府として障がい福祉サービス事業所向けの集団指導において改めて案内しているところです。

○ 今後は運営指導を通じて、事業所にて実施されているか確認していくとともに、府が主催する市町村調整会議において、各市町村とも意見交換を行いながら有効に活用できるように案内していきたいと考えています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

①大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。

（回答）

- 本府におきましては、相談支援事業の実態及び課題等を把握するため、毎年国が実施する障がい者相談支援事業の実施状況等調査に併せて、府独自に、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組状況や課題等を把握することとしています。
- この調査結果を踏まえ、これまでも大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において地域で相談支援専門員を支える仕組み等について議論いただき、相談支援にかかる各種ハンドブックを作成し、市町村に対して取組を進めるよう働きかけを行ってまいりました。
- また、令和5年度には、同部会の「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」において、相談支援専門員が悩みを抱え込んで孤立しないよう、事業所内の日常的な体制整備のほか、基幹相談支援センターが核となって他機関との連携や、市町村内の相談支援部会などの場で、グループスーパーバイジョンができる体制を整備するよう提言がありました。
- 府内市町村の相談支援体制の整備にかかる好事例も掲載されている当該提言も踏まえて、令和5年度から市町村の基幹相談支援センター職員等を集めた情報連絡会を実施しており、好事例の情報共有を図ることで、負担軽減に努めているところです。
- 国に対しても、相談支援専門員の役割や業務量が増していることに適切に対応することができるよう、基本報酬を改善するよう要望しているところです。引き続き、国に対して強く働きかけを行うとともに、市町村の相談支援体制の充実や強化に取り組んでまいります。

(回答部局課名)
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

②「主任相談支援専門員配置加算」について、「加算を取るぐらいならもう1ケース取る方がよい」という声が事業所から上がっています。市町村によって加算の判断基準が異なり対応に困るという実態も聞かれています。相談支援事業所の加算取得の実態を把握し市町村格差が生じないよう大阪府として対策を講じてください。

（回答）

- 令和6年度の報酬改定により、相談支援事業所の常勤職員を2名以上配置し、自立支援協議会に構成員として定期的な参画や、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施した場合など、一定の要件を満たす場合は機能強化型の報酬区分が認められることになりました。
- 令和5年度以前から機能強化型の報酬区分はあったものの、令和6年度の改定により概ね8%の増額になっております。
- 一方で、相談支援事業所の報酬体系は加算を含め算定方法が難しく、相談支援専門員が繁忙のため、加算部分を請求できるにも関わらず、請求していないという声も聞いております。
- 相談支援専門員の業務は多様な役割が期待されていることから、その業務量に適切に対応するよう、令和6年度の報酬改定の効果を検証しつつ、さらなる基本報酬の底上げを行い、加算を含む複雑化する相談支援事業所の報酬体系について、わかりやすく整理するよう国に要望を行っています。また、市町村に対しては相談支援事業所向けの報酬算定の研修会等の開催を働きかけるなど、引き続き、府内の相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

③相談支援に求められている業務内容・業務量に見合ったフォローアップの体制が取れないなど、人材育成に係るシステムの拡充は喫緊の課題です。何回も同じ更新研修をするのではなく、経験年数やキャリアに応じた研修システムを確立してください。

（回答）

- 本府における相談支援従事者研修については、国が定めるカリキュラムに基づき、指定研修事業者により実施しており、研修が円滑かつ適切に進むよう、府と研修事業者の間で企画運営会議を開催しています。
- また、専門コース別研修を実施するなど、相談支援に従事する人等の資質の向上を図っているところです。
- 相談支援の質と量を確保するために、相談支援専門員のキャリアアップの仕組みと研修制度の見直しを行うよう国へ要望しているところです。
- 今後とも、相談支援の質と量の確保及び市町村における相談支援体制の充実が図られるよう、国への働きかけを行うとともに、市町村との連携に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

(要望項目)

<障害者総合支援法>

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

④ 国からの加算等の具体的な条件明示が遅く、市町村の受給者証発行に間違いが生じたため、再発行を余儀なくされる事態が多数生じました。相談員等の現場の声を踏まえて制度の円滑な運用が図られるよう対策を講じてください。

(回答)

- 国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、「市町村は、支給決定に際し、当該障害福祉サービスに係る報酬の算定上あらかじめ市町村において決定、確認等が必要な事項、利用者負担上限月額その他必要な事項について、併せて決定等を行い、障害福祉サービス受給者証に記載すること。」とされています。
- 大阪府においては、国通知を踏まえ、適切な自立支援給付の支給決定事務を行うよう、これまで市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。
- 令和6年度の報酬改定により、相談支援事業の基本報酬が見直され、機能強化型を選択する要件として、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組へ参画することが必要になりました。
- ただし、令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う、地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとされています。
- この中核を担う機関とは、主任相談支援専門員配置加算（I）を算定する指定特定相談支援事業所等を想定されております。
- 基幹相談支援センターを設置していない府内の3町（令和7年4月時点）も令和8年度末までに設置する予定であり、その立ち上げを含めて引き続き、府としても支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑤ 「特定相談支援」の下では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量（時間）が決まります。そのため、多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまっています。本人主体のアセスメントに基づき、日常生活を送るための支援が決定できるシステムに改めるよう、国をはじめとする関係先に働きかけてください。

（回答）

- 市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定するとされています。
- 本府としましては、計画相談支援の円滑な実施のためには、利用者への説明及び意向確認を適切に行うことが必要であり、計画相談支援について十分に説明して活用を促し、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟な対応について、事業者に十分周知するよう、市町村に働きかけています。
- また、適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところです。
- 併せて、相談支援専門員、基幹相談支援センター及び市町村等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点やしくみ、市町村の取組事例をまとめた「大阪府サービス等利用計画サポートツール～相談支援の質の向上に向けて～」を周知するなど、相談支援の質の向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑦消費税対象事業となっている「基幹相談支援事業」「委託相談事業」は、第二種社会福祉事業に戻すよう国に早急に働きかけてください。

（回答）

- 障害者総合支援法に基づき地方が実施する「基幹相談支援事業」「委託相談事業」について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされた現行の運用を見直すよう、国に対して働きかけているところです。
- 今後も引き続き、国に対して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑩ヘルパー等の制度利用をする本人（当事者）と親や家族や事業所との意見が食い違う場合は、本人（当事者）の意思や思いに寄り添い、本人の意思が尊重されて、本人の意思決定ができて、関係性を創り維持等のきめ細かな支援のできる相談支援専門員の要請と相談体制の強化をしてください。

（回答）

- 障がい者の意思決定支援については、昨年度、国において「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援への配慮が努力義務化され、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議等には、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することが明記されたところです。
- 本府における相談支援従事者研修については、国が定めるカリキュラムに基づき、指定研修事業者により実施しており、研修が円滑かつ適切に進むよう、府と研修事業者の間で企画運営会議を開催しています。
- また、専門コース別研修（意思決定支援コース等）を実施するなど、相談支援に従事する人等の資質の向上を図っているところです。
- 今後とも、相談支援専門員の質と量の確保及び市町村における相談支援体制の充実が図られるよう、市町村との連携に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

- ① 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列挙方式、定額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものにして、耐用年数で一律に決定するのではなく個別因子や環境因子等の社会モデルを考慮した支給ができるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善とも一体的・総合的に行えるようにしてください。
- ② 生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能としてください。複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給決定を行ってください。
- ③ 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」を圏域ごとに1カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。
- ⑤ 「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑥ 養護老人ホームに入所している重度障害者にも、必要に応じて「情報・意思疎通支援用具」の給付を認めるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑦ 点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも、日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。

（回答）

①、③

- 補装具・日常生活用具につきましては、要望内容も踏まえながら、より多様なニーズに応じた使いやすいものとなるよう、大阪府としても、必要に応じて国に要望を行ってまいります。

②

- 補装具の個数については、原則、1種目につき1個とされていますが、職業又は教育上等特に必要と認められる場合には2個とするとことができる

装具費支給事務取扱指針に規定があります。要望内容も踏まえながら、より多様なニーズに応じた使いやすいものとなるよう、大阪府としても、必要に応じて国に要望を行ってまいります。

⑤、⑥、⑦

○ 市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

⑧ 「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報 アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 102 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や（点字版）、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。

（回答）

- 「点字図書価格差保障制度」については、平成 4 年から平成 18 年まで実施されていた点字図書が墨字の本の価格で購入できるという国制度であり、既に廃止されております。
- 現在の点字図書の購入に対する公費助成は市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の情報・意志疎通支援用具に位置付けられ、実施主体である市町村により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえて支給決定されることとなっております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

⑩ 入院時に看護師の配置等の状況により障害のある患者がトイレに行けない事態に対応するため、紙オムツの支給制度が柔軟に適用されるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。

○ なお、当該事業は、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する制度であり、普段はオムツを必要としない障がいのある患者が、入院時の看護体制や人員配置等の事情により、入院期間のみオムツを必要とする場合の給付は、制度の趣旨とは異なると考えられます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

38. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。
- ② 全国どこでも同じ条件で利用できるようにしてください。
 - ③ 宿泊を伴う外出にも利用できる等、利用範囲を拡大してください。
 - ④ 居住自治体以外で入院中の外泊や外出での利用ができるようにしてください。
 - ⑤ 施設・事業所等への通所に際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにしてください。

（回答）

- 障がい者の移動を支援するサービスは、日常生活における移動に支障がある障がい者にとって、社会参加を保障し、自立を支援するための根幹となるサービスであり、本来、全国一律の取り扱いとすべき性格のものであると考えています。
- 移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。
- 国に対しては、増加傾向にある事業ニーズへの対応や人材を確保するため、十分な事業予算を確保するとともに、移動支援事業と個別給付の利用対象者の関係等の実態把握・整理を行い、早急にあり方を検討することを要望しております。
- また、移動支援事業に従事する者的人材確保を図り、利用者に必要なサービスを提供できるよう、市町村が障がい福祉サービスの処遇改善加算に相当する報酬引き上げを実施した場合には、その負担分について全額を国庫補助対象とするなどの対応を検討するよう国に求めております。
- 利用範囲等については、大阪府が府内市町村の運用状況の調査を行うとともに、市町村に対しては、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考に、必要に応じて検討するよう、またその運用にあたっては、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給の決定を行うよう通知しています。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

39. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

①府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないよう、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府における地域活動支援センターは、令和7年4月1日時点で、147ヶ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に1カウントしております）設置されています。
- 地域活動支援センターは市町村地域生活支援事業であり、上乗せ補助等については、実施主体の市町村独自の判断になると考えています。
- 大阪府としましては、国に対して、小規模な地域活動支援センターを安定的に運営できるよう、十分な財源措置を要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

(要望項目)

<障害者総合支援法>

40. 地域で安心して暮らせるよう地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備方針を府の責任で策定してください。緊急時の対応には多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が地域生活支援拠点の中核的役割を果たすことができるよう、必要な支援・補助を行ってください。

(回答)

- 地域生活支援拠点等の整備については、本府より令和元年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の機能の中でも、特に重要な緊急時の受入れと対応が円滑に行われるよう、事前に障がい者や家族の状況を把握し登録する仕組みを提案するとともに、令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、各機能の好事例などの情報共有を行うなど、市町村へ働きかけてきました。
- 現在、府内市町村における整備状況は、42市町村において、運用が開始されており、未整備の1町においては令和8年度中の整備予定となっています。
- 大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言において、緊急時の受入れ・対応や体験の機会・場の提供等の拠点に求められる機能を充実させるためには、障がい者支援施設の強みを活かし、障がい者やその家族が安心して地域生活を送れるような連携体制を構築することが必要であることが示されました。
- 提言を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、市町村が地域の実情に応じて取組みを進めるために参考としていただけるよう、大阪府ホームページにおいて、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を掲載し、広く周知も図っているところです。
- また、市町村に地域生活支援拠点等に係るアンケートを実施し、意見交換会の開催等により、入所施設の活用も含めた地域生活支援拠点等の整備について市町村間の情報共有を行っています。
- 引き続き、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、市町村の取組みを支

援するとともに、国に対して、必要な財政措置を要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

41. 盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用について、大阪市は月 5000 円を限度（原則・定期券）として通所日の報告を条件に交通費を一部負担しています。大阪府でも同様の制度を創設してください。

（回答）

○ 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

○ これまで、大阪府においては他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

また、現行の送迎加算の拡充について、盲ろう者や聴覚障がい者は、近隣事業所では意思疎通支援のできる者がいないことなどから、遠方の事業所を選択せざるを得ず、利用者の負担軽減の観点から送迎加算の拡充等について検討するよう要望をしておりますので、今後も引き続き国へ要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<障害者総合支援法>

42. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。

①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。

(回答)

- 入院時の意思疎通支援については、平成28年6月28日付け障企発0628第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。
- 意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされており、対象者等は事業の実施主体である市町村において、地域の実情や支援の必要性等をふまえ判断されているところです。
- 大阪府においては、市町村に対し従前より国通知の周知等を行っておりますが、引き続き実施してまいります。
- 入院時のコミュニケーション支援の制度については、引き続き、医療機関への立入検査等の機会をとらえて、周知に努めてまいります。
- なお、入院については、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められません。
- 大阪府においては、障がい者総合支援制度が、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるよう国に要望しており、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

(回答部局室課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（波線部について回答）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課（二重線について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

42. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。
② 入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。

（回答）

- 意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条に基づき地域生活支援事業の必須事業として、市町村が実施することとされています。事業が円滑に実施できるよう、事業実績を踏まえた2分の1の国庫補助を確保するとともに、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うよう、国に要望しております。
- 本府独自で入院時に洗濯や、買い物等の支援に係る費用助成制度を創設することは困難です。
- なお、障がい者総合支援制度が、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるよう国に要望しており、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜介護保険＞

48. 介護保険における「応益負担原則」を、早急に「応能負担」に改めるよう、国にねばりづよく働きかけてください。障害福祉サービスを利用してきた障害者が 65 歳になって介護保険に移行したために、これまで経験したことのない負担が課せられることのないよう、大阪府として負担軽減措置を講じてください。

（回答）

- 介護保険におけるサービス利用料は、所得の状況に応じて費用の1割～3割を利用者が負担することとなっております。さらに、利用者負担が高額とならないよう、所得の状況に応じて負担限度額が設けられています。
- 大阪府では、国通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知）にもとづき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスを利用していた方への負担軽減措置として、境界層に該当し定率負担額 0 円で利用されていた方が介護保険制度の適用を受けることになった場合に、利用者負担の軽減措置を講じている市町村に対する補助（障がい者訪問介護利用者支援措置事業）を実施しています。
- また、平成 30 年 4 月 1 日から高齢障がい者の利用者負担軽減制度が始まり、支給決定等の事務手続きについて、国が示した「高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について」を市町村に通知しております。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜介護保険＞

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択と自己決定による利用ができるようにしてください。

③ 視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されます。大阪府として介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を行うとともに、障害者のQOLを低下させないために必要なサービスが利用できるよう、市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。
①二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。

（回答）

- 旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めております。
- 令和7年1月8日の知事記者会見において、府が旧優生保護法に基づき事務を執行したことについて、大阪府知事から被害を受けられた方々に謝罪をいたしました。また、大阪府のホームページにおいて、大阪府知事から旧優生保護法に基づく優生手術・人工妊娠中絶等の被害を受けられた方々へのメッセージを掲載しているところであり、引き続き、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<優生思想の根絶への取り組み>

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

②大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。

（回答）

○ 旧優生保護法に基づき府内で実施された優生手術件数については、府の衛生年報により、「同意あり」が 618 件、「同意なし」が 619 件、合計 1,237 件であることを把握しております。

また、平成 30 年度に府庁（保健所含む）及び府内医療機関並びに福祉施設等に対し、当事者に関する資料・記録の保管状況に関する調査を行った結果、府内では当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、これらの状況については、府のホームページに掲載しております。

○ 府では、これまで国が作成したリーフレットやポスターを、市町村、医療・福祉・人権等の関係機関などへ配布し、周知の協力を働きかけるとともに、OsakaMetro 等府内の鉄道会社の協力による、駅構内でのポスターの掲示などを行ってまいりました。

○ 今年度は昨年度に引き続き、包括連携協定を締結している企業に、広報物の配布等のご協力をいただいているほか、より分かりやすい案内ができるよう、府においてリーフレット等の広報物を作成し、関係機関に配布を行う予定です。

○ また、対象者の方と接する機会の多い市町村、地域で活動される民生委員や社会福祉協議会の方に同制度を知り広めていただけるよう、部局間で連携し、府が開催する説明会や会議などあらゆる機会を捉えて同制度の発信に努めています。

○ さらに、聴覚障がいのある方が安心して相談していただけるよう、一時金制度と同様に、公益社団法人大阪聴力障害者協会と連携して手話動画を作成

し、サムネイル画像とともに掲載するなど、大阪府ホームページでの発信に力を入れております。

- メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報は、昨年度よりも期間・回数を拡大して実施する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。
- また、国に対して、テレビ・新聞・ラジオなどのメディアを用いた広報を複数回にわたり実施すること及び補償金等の申請期限が法制定後5年であり本人に対する補償の機会を奪うことにもなりかねないため、申請期限を撤廃する法改正を行うことを要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜優生思想の根絶への取り組み＞

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

④いわゆる旧優生保護法一時金支給法および補償金等支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。

（回答）

○ 大阪府内において国が支給の認定をした件数について、一時金支給法に基づくものが令和7年7月31日時点で35件、また、補償金等支給法に基づくものが令和7年9月末時点で38件です。

○ 府において、メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報を、昨年度よりも期間・回数を拡大して実施する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組むとともに、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜所得保障・物価高騰対策＞

51. 食費・燃料費など生活関連資材の価格高騰に迅速に対応して、生活扶助費を引き上げるよう国に働きかけてください。

（回答）

○生活保護制度は、憲法第25条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、引き続き生活実態を踏まえた制度となるよう国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜所得保障・物価高騰対策＞

53. 障害福祉サービス事業所・施設等の安定運営のため、物価高騰対応策を大阪府として実施してください。近年の物価高騰下における福祉事業所の食事提供に係る自己負担の実態を調査し、利用者に転嫁しないでも従来水準の食事が提供できるように、食事提供に関する報酬を緊急に見直すよう、国に求めてください。また、福祉事業所の物価高騰支援策の実施について、大阪府として検討・実施してください。

（回答）

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）について、利用者が自ら負担することとされていますが、低所得者に係る負担を軽減するため、「基準費用額」（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、「所得に応じた負担限度額」を控除した差額を特定障害者特別給付費（いわゆる「補足給付」）として支給することとされています。
- 補足給付に係る基準費用額については、令和6年度に55,500円に引き上げられましたが、引き続き物価高騰の状況を考慮し、必要に応じて額の改訂を行うよう、今後も引き続き、国へ要望してまいります。
- また、社会福祉施設等における物価高騰の影響については、現在においても継続しているものと認識しています。
- これまで、社会福祉施設等の関係者からの要望を取りまとめ、国に対し要望しているところであり、基本報酬に反映するよう、国に対して働きかけていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜所得保障・物価高騰対策＞

54. 物価高騰が、一般就労が困難な障害者の暮らしに及ぼす影響について大阪府として調査するとともに、臨時給付金の支給などの救済措置を講じてください。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向けて総合的・計画的に、施策を展開しています。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府障がい者施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 次期計画策定にあたっては、本年度8・9月に実施した生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ幅広い意見をお伺いしながら策定してまいります。
- なお、障がい福祉サービスの利用者負担や、障がい福祉サービス報酬額への物価高騰の影響を適切に反映することなど、国に要望しているところです。
- 引き続き、国の動向を注視しつつ、適宜対応してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜その他福祉制度＞

55. 療育手帳の新規発行・更新発行について、手続き・申請後の事務作業等を迅速に行い、早急に発行してください。

（回答）

- 療育手帳は市町村が申請窓口となっています。一方で、ご本人に対する検査や日常生活の聞き取り等を行う面談を判定機関（18歳未満は子ども家庭センター、18歳以上は障がい者自立相談支援センター）が実施しています。判定機関が知的障がいの該当有無や障がいの程度等の判定を行った上で、交付機関が手帳を発行するという手続きを踏むため、発行されるまでに一定期間を要しているところです。
- 本府では、療育手帳が各種行政サービス等を利用される際の添付資料として幅広く活用されていることを踏まえ、手続が迅速に行われるよう関係機関との間で協議を重ねているところです。
- 具体的な取組の一つとして、療育手帳をオンラインで申請できる「療育手帳申請管理システム」を令和6年から運用を開始したところです。一部自治体の状況や課題等を検討しつつ、現在、府内市町村が当該システムを導入するよう働きかけを行っています。
- 今後とも、療育手帳の発行が迅速に進むよう府内市町村と連携しながら、必要な取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜その他福祉制度＞

56. 大阪府内市町村における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化を行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。

（回答）

- 本府においては、令和元年度より府内市町村や近隣自治体と情報交換を行いながら、障がい者手帳のカード化の検討を進めてきたところです。
- 他方で、内閣府のデジタル・ガバメント閣僚会議において示された「マイナンバーカードと障がい者手帳の連携」の動きがあり、今後様々なデータと連携が行われると想定されます。そのように、障がい者手帳のあり方に関する国の動向を注視する必要があるため、現時点においては府として障がい者手帳の単なカード化は行わない方針としています。
- マイナンバーカードとの一体化につきましては、国の動き等を注視してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<その他福祉制度>

58. 障害者優先調達推進法における2024年度大阪府の実績と、今年度の計画を明らかにしてください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

（回答）

○ 令和4年度から令和6年度（2024年度）の調達実績は、以下のとおりです。

年度	件数	発注金額
令和4年度	627件	202, 800千円
令和5年度	677件	231, 429千円
令和6年度	593件	236, 004千円

○ 令和7年度の本府の優先調達の推進を図るための方針については、平均工賃月額の向上をより明確に打ち出すために、「前年度実績を上回ること」に加え、「大阪府の平均工賃月額が低い現状に鑑み、就労継続支援B型事業所への発注額が前年度に比べて増加につながるよう配慮するものとする」と定め、府内各部局に対して優先調達の推進を促してまいります。

○ また、府内市町村に対しては、国の通知や府の策定した調達方針の情報提供を行うとともに、優先調達を推進するよう働きかけており、令和7年度についても、府内の全ての市町村が優先調達方針を策定する予定となっています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜まちづくり＞

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなっください。

⑤駅舎利用時、・視覚障害は常に駅員呼び出しボタンの位置が分かりにくい、・音声案内がおこなわれる頻度が少ない、・障害者割引切符の確認のため有人窓口まで行かなければならぬ、・出札時のエラーでアラームがなった際への対応が困難、などの不自由を抱えています。これらの不自由の解消のために必要な手立てを講じるよう事業者に働きかけてください。

（回答）

（⑤）

○ 鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、国土交通省の「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重することとなっておりますが、本府としては、ガイドライン記載の取組について、鉄道事業者に対し個別にヒアリングを実施し、状況の把握に努めているところであります。引き続き、ガイドラインに十分に留意しつつ、駅の利用状況や、障がい者団体など当事者の声を踏まえながら、適切に対応するよう働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

(要望項目)

<まちづくり>

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなっください。

⑧整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。具体的には、地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。実態を把握するための調査を私たちも含めて実施してください。

(回答)

- バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として位置づけ、当該地区的バリアフリー化を計画的に推進するため、市町村はバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとされています。
- 京橋駅周辺においては、大阪市が平成 16 年に「大阪市京橋地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、重点整備地区に設定したうえで、これまで計画的に駅や道路等のバリアフリー化が進められてきたところです。
- このような状況の中、令和4年には、各地区の基本構想の見直しに向けて、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会が設置されました。京橋地区においても、障がい当事者や鉄道事業者等が参画するワークショップが開催されるなど地区的実情を踏まえた検討が進められ、本年4月に基本構想が見直されたところです。
- なお、既存の地下鉄「京橋駅」とJR・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路については、鉄道事業者からは、エレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いておりますが、要望いただいた内容については、鉄道事業者にも改めて共有いたします。
- 本府としては、市町村とも連携し、引き続き、鉄道駅や建築物のバリアフリー化などに取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜まちづくり＞

61. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

（回答）

- 公共交通機関の障がい者割引制度は、各事業者の判断で実施されておりますが、一部鉄道事業者においては、精神障がい者割引が導入されるなど、対象者の拡大が見られます。
- しかし、障がい種別や障がい程度により割引内容が異なることや、未だ精神障がい者割引を導入していない事業者もあることから、大阪府では、国に対して、障がい種別や障がい程度に関わらず全ての障がい者に対し最大限の運賃割引が適用されるよう、事業者へ財政的援助を含む支援等有効な対策を講じるとともに、関係機関に働きかけるよう要望しており、引き続き、働きかけてまいります。

（回答部局室課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

67. 入院時食事療養費を治療の一環として位置付け、無料とするよう国に働きかけてください。

（回答）

○ 入院時食事療養費については、在宅医療との公平性の観点から医療費助成の対象とはしておりません。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

68. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

（回答）

- 「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」は、障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性麻痺や脊髄損傷のある方に関する知識と理解を深めるために行うことのできる医療機関のネットワークを構築してまいりました。
- 本事業では、ホームページを通じて情報の収集に取り組むとともに、医療機関等職員に対して脊髄損傷者や脳性麻痺のある方への理解や知識を深めるための研修会等を実施しているところです。
- 障がいのある方が地域で安心して医療を受けていただけるよう、引き続き、研修等を通じて、広く府民の皆様と医療機関に対して周知・啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

69. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携をして具体的な手立てを講じてください。また、どの医療機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調査して、当事者や家族、関係者に情報発信をしてください。障害者地域医療ネットワーク事業を充実させるとともに、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

（回答）

○ 本府におきましては、医療情報ネットにより診療科別の対応医療機関をご案内しています。

なお、令和7年11月現在、「脳性麻痺二次障害（整形外科的二次障害）」の対応医療機関数は、237医療機関です。

○ また、各医療機関の二次障害に関する対応実績について、個々に調査を実施することは困難ですが、障がい児者の医療に関する患者・家族や医療機関からの相談については、府内の各保健所に設置している医療相談窓口において、対応しています。

○ 加えて、大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業のホームページにおいて、脳性麻痺に係る協力医療機関一覧を公表しています。

○ 「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」は、障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性麻痺や脊髄損傷のある方に関する知識と理解を深めるために行うことのできる医療機関のネットワークを構築してまいりました。

○ 本事業では、ホームページを通じて情報の収集に取り組むとともに、医療機関等職員に対して脊髄損傷者や脳性麻痺のある方への理解や知識を深めるための研修会等を実施しているところです。

○ 障がいのある方が地域で安心して医療を受けていただけるよう、引き続き、研修等を通じて、広く府民の皆様と医療機関に対して周知・啓発に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

(要望項目)

<医療>

70. マイナンバーカードの取得は任意なので、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することで取得を強制するのではなく、健康保険証も存続して併用できるようにしてください。

(回答)

- 健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）を含む医療保険各法の改正により、国において全国的に統一した制度として定められています。
- それに基づき、令和6年12月2日以降新たに発行されませんが、それまでに交付された国民健康保険被保険者証は、最長1年間使用できるよう国が経過措置期間を設けており、有効期限が切れるまで使用することができます。また、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず市町村において資格確認書を交付することとしています。
- マイナ保険証をお持ちでない方も含め、全ての方がこれまでと変わらず安心して保険診療が受けられるよう、国においては、医療機関向け総合ポータルサイトの開設やセミナーの開催、動画配信などの取組みが進められています。
- 昨年3月の府政によりマイナンバーカードの健康保険証利用登録に関する記事を掲載したところです。また、市町村と共同で広報活動を実施しており、昨年11月及び今年10月には、マイナ保険証及び資格確認書等に関する共同記事を作成し、府ホームページに掲載するとともに、各市町村において、広報を行ったところです。
- 引き続き、マイナ保険証が円滑に利用できるよう、市町村と連携して、広域的かつ計画的な広報に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

71. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

（回答）

- インフルエンザ及びコロナウイルス感染症は予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、同法に基づく定期接種として実施されています。
- これらの予防接種は個人予防を主とするB類疾病に位置づけられることから、現時点では府独自の財政支援は想定しておりません。
- なお、予防接種費用の補助を独自に実施する府内自治体もあり、任意接種に対する費用助成については各自治体が地域の実情に応じた制度運用を行っているところです。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

72. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

②上記のようなケースで「治療上の必要」と認める措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。

（回答）

- 保険制度では、病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないとされています。
- また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金は求めてはならないとされています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

72. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

③ 障害児者が入院治療が必要な場合に、家族等による支援と個室利用を求めるケースについては、患者に差額ベッド料を求めてはならないケースに該当することを、医療機関に徹底するように国・厚労省に対して求めてください。

（回答）

○ 国の通知においても、「患者が事実上特別な負担なしでは入院できないような運営を行う保険医療機関については、患者の受診の機会が妨げられるおそれがあり、保険医療機関の性格から当を得ないものと認められるので、保険医療機関の指定又は更新による再指定に当たっては、十分改善がなされた上で、これを行う等の措置も考慮すること」とされており、保険医療機関の指定権限を有する国に対して、通知の趣旨が徹底されるよう、情報共有を図つてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

73. 障害の特性をふまえた、各種診療が可能な総合病院を整備してください。

（回答）

- 医療機関においては、障がいの有無にかかわらず、適切な医療を受けることができるものとなっております。
- なお、大阪急性期・総合医療センターでは、リハビリテーション科・障がい者歯科・障がい者外来（リハ科・整形外科・神経内科・小児科）からなる、障がい者医療・リハビリテーション医療部門を設置し、障がい者の方々に対する医療やリハビリテーションを行っております。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<労働>

75. 障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用についての大阪府の計画を明らかにしてください。

（回答）

- 大阪労働局発表の令和6（2024）年6月1日現在の大阪府内の民間企業（法定雇用率2.5%）における障がい者の雇用状況については、雇用されている障がい者の数は62,038.0人（前年比6.4%増）、実雇用率は2.44%（前年比0.09ポイント上昇、全国平均2.41%）となり、雇用者数、実雇用率とも過去最高を更新しました。しかし、法定雇用率達成企業割合は41.7%（全国平均46.0%）であり全国と比べると低い状況にあります。
- 大阪府では、障がい者の雇用状況を改善するため、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用率未達成事業主に対し、法定雇用率の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用労働者40人以上100人以下の事業主）に対しても、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求めるとともに事業主個々の状況に応じた計画の作成や達成に向けて支援を行っています。
- 具体的な支援としては、障がい特性の理解と雇用を促進するため、企業向けに職業訓練施設等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや合理的配慮の提供義務に関するセミナー等の開催、職場実習受け入れのコーディネート等を行っています。
- 今後とも、大阪府内の民間企業における法定雇用率達成企業の増加に向けて、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜労働＞

76. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

（回答）

- 聴覚障がい者等に対し、就職前から就職後までの職業生活に関する情報を提供し、企業・職場と聴覚障がい者等とのコミュニケーションを確保するとともに、双方からの相談にきめ細やかな対応を行うなど、「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」の重要性については十分認識しております。
引き続き本事業の予算の確保に努めてまいります。
- また、国に対し、聴覚障がい者等ワークライフ支援事業を雇用支援制度のひとつとして創設するよう今後とも引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜労働＞

77. 大阪府として、重度障害者等就労支援特別事業について「2022 年度以降」の進捗状況を教えてください。また視覚障害者が手続きに不便のないようにしてください。

（回答）

- 大阪府内において、令和6年度は12市町村において事業が実施され、令和7年度は13市町村において実施予定であることを確認しています。
- 今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう、実施主体である市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

(要望項目)

<医療>

78. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを大阪府警生活安全課と連携して厳正に行ってください。

(回答)

- 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底するとともに、利用される方が安心して施術を受けられるよう、有資格者である事が確認出来る掲示等をお願いしているところです。
- また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行っております。
- なお、平成28年6月29日付で施術所に関して広告し得る事項（※）が一部改正され、開設届を提出済みである旨が広告可能事項に追加されたことに伴い、府保健所においては、平成29年5月から、施術所開設者からの申請に基づき「開設届出済証」の発行を開始し、大阪市など保健所設置市保健所においても同様に対応しております。また、視覚障がい者の申請については、代行入力を行っております。
- この「開設届出済証」を掲示していただくことにより、法の規定に基づき府に開設届が行われている施術所か否かについて、施術所の利用者ご自身でご確認いただけるようになっております。
- 施術所及び利用者の双方にとって有益なこの制度について、府ホームページ等により、今後も周知を図ってまいります。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

79. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

(回答)

- 公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により投票所への移動が困難な視覚障がい者が在宅郵便投票を行うことは可能であるものの、これを点字によってすることは認められていません。
- 当委員会としましては、視覚障がい者の参政権の保障の観点から、郵便等による不在者投票について点字投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて総務省に対して、今後も引き続き要望してまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

80. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。

(回答)

○ 公職選挙法においては、選挙公報を点字、拡大文字又は音声で発行する旨の規定はありませんが、当委員会としましては、視覚に障がいのある選挙人に対して、候補者等の政見を知る機会を確保することが必要であるとの観点から、これまででも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行っています。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

80. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

②投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。

(回答)

○ 投票箱への点字による選挙名の表示については、本年 10 月時点で大阪市城東区及び豊中市において実施しております。

また、未導入の主な理由は、事務量の増加や選挙名の表示誤りなどの事務上のミスが生じる懸念があることと聞いております。

○ 投票所の設置に係る事務は市町村が担うものであり、投票時の視覚障がい者の方々への配慮についても市町村が責任をもって行うものと認識しておりますが、府としても、必要に応じて取組への支援を行ってまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<参政権>

80. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求める。

③視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくとも、単独で署名できるよう様式を整備するとともに、視覚障害者が署名の代筆を求めた場合、受任者による代筆も認めるよう、国に要望してください。

(回答)

- 署名簿は、地方自治法施行規則に規定されている様式に基づき、請求代表者が作成することとされています。
- また、署名収集受任者は、本人の意思に基づかない「代筆署名の偽造」が行われることもあると考えられることから、地方自治法第74条第8項の規定に基づき代筆者にはなり得ないとされています。
- こうした法的な課題はありますが、今後、直接請求について請求代表者等から相談があった場合には、視覚障がい者に配慮した署名の収集についてお伝えしてまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

81. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、リフト付きのマイクロバス・タクシーを配置するよう、市町村に働きかけてください。

(回答)

- 本年7月に執行された参議院議員通常選挙では、期日前投票所を含む投票所への移動支援を実施した市町村は府内で5市町あり、その中でも島本町は、障がい者や高齢者を対象とした巡回バスを選挙期日前日に運行しました。
- 投票所に係る事務は市町村が担うものであり、投票所への移動につき支援が必要な方々への配慮についても市町村が責任をもって行うものと認識しておりますが、府としても、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票所への移動支援を積極的に取り組むよう市町村に対し求めています。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 （障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜参政権＞

82. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、個々の家や施設を回る巡回投票が出来るようにしてください。

（回答）

- 制度上、複数の箇所を巡回する自動車を用いて、車内等で投票する、いわゆる移動期日前投票所を、市町村の判断により設けることができます。市町村は事前に巡回場所及び日時を告示し、有権者はそれぞれの投票場所で事前予約なしに投票することとなります。
- こうした投票に係る事務は、市町村が責任をもって担うものと認識しておりますが、府としても、選挙人の投票機会の確保、選挙人の利便性の向上などの観点から、積極的に取り組むよう市町村に対し求めています。

（回答部局室課名）

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

83. 投票所のバリアフリー化はもちろんのこと、座って投票できるように安定した椅子を置いてください。

(回答)

- 府としては、市町村に対し、車椅子使用者が投票する際、車椅子用の投票記載台が即座に使用できるよう準備しておくとともに、歩行が困難な方が着席して記載できるよう求めてています。
- 投票所に係る事務は市町村が担うものであり、投票所設備につき支援が必要な方々への配慮についても市町村が責任をもって行うものと認識しておりますが、府としては、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票環境の整備に積極的に取り組むよう市町村に対し求めています。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

84. 投票用紙は、鉛筆だけでなく、ボールペンでも記入できるようにしてください、また、スペース的に書きにくい人への配慮をした大きめの投票用紙を作ってください。

(回答)

- 現在府が調製する投票用紙は、ボールペンにより記入することも可能ですが、インクがにじんだり、他の投票用紙と接着する等して、無効投票となる恐れがあるため、推奨されておりません。
- もし、心身の故障その他の事由により投票用紙の記載枠内に記入することが困難な場合は、代理投票制度の利用が可能です。
- なお、投票用紙の規格は、公職選挙法施行規則又は府委員会規程に基づき、投票の秘密保持、計数の便宜、投票箱への投函の便宜等を勘案して定めておりますが、大きさの異なる二種類以上の規格を設けることは制度上想定されていません。他県の状況等も踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

85. 投票箱は、出来るだけ自分で投票がしたいので、投票口の大きなものも作ってください。

(回答)

- 投票箱は、公職選挙法施行令第33条により、できるだけ堅固な構造とし、且つ、その上部のふたに各々異なった二以上の錠を設けなければならぬとされていますが、投票口の大きさは定められておりません。
- 各投票箱は各市町村が調達しており、製作業者によると、投票口の大きさは、投票箱への異物混入や、内部の投票用紙の毀損防止などを踏まえて決められると推測されるとのことです。
- 投票所に係る事務は市町村が担うものであり、投票箱の調達は投票事務を担う市町村において行うものと認識しておりますが、府としても、必要に応じて助言等を行ってまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

＜参政権＞

86. 代理投票は、本人が読み書きできることを前提とするのではなく、候補者の写真などの文字情報以外の情報をもとに、投票したい人を指さしたり視線を送るなどのサインを用いて投票できるようにするなど、障害の状況や程度に合わせた方法を開発して実施してください。

(回答)

○ 代理投票の運用方法について、本年7月に執行された参議院議員通常選挙時は、総務省より各取組事例が共有され、府内各市町村に周知を行ったところです。

その中には、文字情報以外の情報（例えば、選挙公報や事務補助者による候補者名の音読等）による意思確認方法についても紹介されています。

○ 代理投票に係る事務は市町村が担うものであり、支援が必要な方々への配慮についても市町村が責任をもって行うものと認識しておりますが、府としても、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、引き続き市町村に対し取組事例の周知などを行ってまいります。

(回答部局室課名)

選挙管理委員会事務局